

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

有限会社調剤薬局ファイナ

すべての職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年8月1日～令和15年7月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

女性が薬局で働きやすい環境整備を行う

<実施時期・取組内容>

- 令和8年 8月～ 職員に対して現在の職場環境についてのヒアリング調査を行う。
- 令和8年 9月～ ヒアリング結果をもとに職場環境について見直しを行う。
- 令和8年11月～ 見直しを行ったことについて実際に動き始める。
- 令和9年 1月～ 一年に一度職員へのヒアリング調査を継続。
環境整備について改善できることは進めていく。

目標2

全職員の有給休暇取得率を75%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年 8月～ 職員全員が有給休暇を取得できるよう、会議にて全職員に課して
いる業務の削減案を検討する。
- 令和8年 9月～ 削減する業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。
- 令和8年10月～ 有給取得率を社内での公表により全社で共有する。
- 令和9年 8月～ 有給休暇の取得率が低い職員全員に、代表取締役が面談を実施す
る。

目標3

男女とも平均勤続年数を9年以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和8年10月～ 過去3年の平均残業時間を薬剤師、事務ごとに確認する。
- 令和8年11月～ 職員全員を対象に育児・介護関係制度に関する調査を実施する。
- 令和9年 1月～ 育児休業及び介護休業からの復職者に対し、代表取締役による面
談を年2回開催する。
- 令和9年 8月～ フレックスタイム制度や時差出勤制度の運用について見直しの開
始、職員にアンケートを実施する。
- 令和9年10月～ フレックスタイム制や時差出勤制度の問題点を反映させた運用を
試行的に開始する。